

橿原市文教施設指定管理者候補者選定委員会 概要

○日時 平成27年10月16日(金) 午後1時30分～午後3時00分

○場所 橿原市役所 本庁 本館3階第2会議室

○出席者 《選定委員会委員(敬称略)》

委員長 岡崎 益光

委員 岡田 龍樹

委員 深水 麻里

委員 宮村 裕子

委員 吉田 廣彰

○事務局

1. 審査対象

- (1) 香久山地区公民館
申請者 橿原市香久山地区自治委員会
- (2) 八木地区公民館
申請者 橿原市八木地区自治委員会
- (3) 今井地区公民館
申請者 橿原市今井地区自治委員会
- (4) 新沢地区公民館
申請者 橿原市新沢地区自治委員会
- (5) 耳成地区公民館
申請者 橿原市耳成地区自治委員会
- (6) 畝傍地区公民館
申請者 橿原市畝傍地区自治委員会
- (7) 金橋地区公民館
申請者 橿原市金橋地区自治委員会
- (8) 白橿地区公民館
申請者 橿原市白橿地区自治委員会
- (9) 真菅地区公民館
申請者 橿原市真菅地区自治委員会
- (10) 鴨公地区公民館
申請者 橿原市鴨公地区自治委員会
- (11) 多地区公民館
申請者 橿原市多地区自治委員会

2. 指定管理者候補者選定の経過

地区公民館は、地域住民が文化活動及びレクリエーション活動等の各種の事業を行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上や社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的とする施設で、橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項及び同施行規則第3条第1号により、その施設の設置目的に照らし、その有効活用を図るため、地域の団体を活用することが効果的であると認められることから、公募を行わず各地区の自

治委員会を指定管理者候補者として指名し、橿原市文教施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮問しました。

3. 選定された指定管理者候補者

- (1) 香久山地区公民館
団体名 橿原市香久山地区自治委員会
代表者 会長 北吉 茂矩
- (2) 八木地区公民館
団体名 橿原市八木地区自治委員会
代表者 会長 葛井 潔
- (3) 今井地区公民館
団体名 橿原市今井地区自治委員会
代表者 会長 米川 憲久
- (4) 新沢地区公民館
団体名 橿原市新沢地区自治委員会
代表者 会長 堀野 威
- (5) 耳成地区公民館
団体名 橿原市耳成地区自治委員会
代表者 会長 中上 綾子
- (6) 畝傍地区公民館
団体名 橿原市畝傍地区自治委員会
代表者 会長 米田 勝彦
- (7) 金橋地区公民館
団体名 橿原市金橋地区自治委員会
代表者 会長 榎谷 佐千代
- (8) 白檀地区公民館
団体名 橿原市白檀地区自治委員会
代表者 会長 中井 靖教
- (9) 真菅地区公民館
団体名 橿原市真菅地区自治委員会
代表者 会長 吉原 徳三
- (10) 鴨公地区公民館
団体名 橿原市鴨公地区自治委員会
代表者 会長 川口 貞夫
- (11) 多地区公民館
団体名 橿原市多地区自治委員会
代表者 会長 北 皖一

4. 審査結果

香久山、八木、今井、新沢、耳成、畝傍、金橋、白檀、真菅、鴨公及び多地区公民館に関する各自治会委員会からの申請内容について、透明性を高めるため、公募に準じた審査手続きにより選定委員会で一括審査が行われました。審査の結果、各自治委員会からの提案内容について審査委員合計 250 点中 178 点を獲得し、特に施設の管理方針に対する基本的な考え方や地域住民との連携に関する項目では高い評価を得ました。選定委員会では、この審査結果と各自治委員会からの提案が地域住民の文化及びレクリエーション活動の拠点施設の更なる活用拡大や開館当時から安定した管理運営実績を持ち、その経験を活かした提案となっていることから次期指定管理者候補者として選定されました。